別紙様式第九号1⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表中「1株当たりの当期純利益（又は1株当たり当期純損失）」を「1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）」に改め、同様式1⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意7を次のように改める。

7　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号1⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意7の次に次のように加える。

8　1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号1⑶〔企業集団の状況について記載する場合〕の表記載上の注意2、⑷〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意2中「事業セグメント別」を「事業セグメント又は報告セグメント別」に改める。

別紙様式第九号1⑻記載上の注意1を次のように改める。

1　その他現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第十号1⑶の表記載上の注意2中「前期末及び当期末貸借対照表に計上されている」を「当期首又は当期末に計上されている」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府・文部科学省令第二号

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行に伴い、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務運営に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　中川　正春

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務運営に関する命令を廃止する命令

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務運営に関する命令（平成十七年内閣文部科学省令第1号）は、廃止する。

附　則

この命令は、沖縄科学技術大学院大学学園法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一一（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十月三十一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―一一―一五

人事院規則一〇―一一（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

七十二　沖縄科学技術大学院大学学園

附　則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十月三十一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一二―〇―三一一

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

百五十　沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む。）

附　則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十九号

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行に伴い、次の告示は、廃止する。

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府等出資に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年内閣府告示第三百六十八号）

二　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準（平成二十二年内閣府告示第三百六十九号）

附　則

この告示は、沖縄科学技術大学院大学学園法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

○内閣府告示第二百八十号

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十九号）第六条第三項の規定に基づき、沖縄科学技術大学院大学学園会計基準を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄科学技術大学院大学学園会計基準

目次

第1章　一般原則（第1―第7）
第2章　財務諸表の体系（第8）
第3章　損益計算書（第9―第16）